

佐賀県告示第三百八十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第四項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、指定介護機関から次のとおり廃止の届出があつた。

平成二十三年十二月二十日

佐賀県知事 古 川 康

- 一 (一) 廃止年月日 平成二十二年九月三十日
- (二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地
名 称 医療法人森本病院
所在地 唐津市坊主町四四一番地
- (三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類
名 称 医療法人森本病院グループホームかもめ
所在地 唐津市坊主町四四五番地五
サービスの種類 介護予防認知症対応型共同生活介護
- 二 (一) 廃止年月日 平成二十二年三月三十一日
- (二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地
名 称 社会福祉法人佐賀整肢学園
所在地 佐賀市金立町大字金立二二一五番地二七
- (三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類
名 称 神崎市北部地域包括支援センター指定介護予防支援事業所
所在地 神崎市脊振町広滝五五八番地二
サービスの種類 介護予防支援
- 三 (一) 廃止年月日 平成二十三年二月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 特定非営利活動法人ケアサポートまんねん

所在地 唐津市久里五一六番地五

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名称 宅老所久里の木

所在地 唐津市久里二〇四二番地二

サービスの種類 通所介護及び介護予防通所介護